

「高知県民有林林道災害復旧事業費補助金交付要綱」新旧対照表

新	旧
<p>(趣旨) 第1条 ～ (当該年度の補助金額の通知) 第5条 (略)</p> <p>(補助金の交付の申請)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p><u>4 補助事業者(市町村を除く。)は、第1項の申請書を提出するに当たって、納税証明書(全税目のもの)により県税の滞納がないことを証明しなければならない。ただし、県税の納税義務がない場合にあつては、その旨の申立書を提出するものとする。</u></p> <p><u>5 補助事業者(市町村を除く。)は、第1項の申請書を提出するに当たって、別記第1-1号様式による高知県に対する税外未収金債務の滞納がないことの誓約書及び税外未収金債務の滞納の有無について関係課に照会することに対する同意書を知事に提出しなければならない。</u></p> <p>(補助金の交付の決定)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>(補助金の交付の条件)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(6) 県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がないこと。</u></p> <p>(補助金の交付の決定の取消し) 第9条 ～ (委任) 第19条 (略)</p>	<p>(趣旨) 第1条 ～ (当該年度の補助金額の通知) 第5条 (略)</p> <p>(補助金の交付の申請)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(補助金の交付の決定)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>(補助金の交付の条件)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(補助金の交付の決定の取消し) 第9条 ～ (委任) 第19条 (略)</p>

附則

この要綱は昭和47年6月1日から施行し昭和47年度補助事業より適用する。

附則

この要綱は昭和58年4月1日から施行する。

附則

この要綱は平成元年4月1日から施行する。

附則

この要綱は平成7年4月1日から施行する。

附則

この要綱は平成14年6月17日から施行する。

附則

この要綱は平成14年9月10日から施行する。

附則

この要綱は平成19年7月30日から施行し平成19年発生災害から適用する。

附則

この要綱は平成20年3月1日から施行し平成19年発生災害から適用する。

附則

この要綱は平成26年4月4日から施行する。

附則

この要綱は平成27年4月30日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年11月29日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年11月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要綱は昭和47年6月1日から施行し昭和47年度補助事業より適用する。

附則

この要綱は昭和58年4月1日から施行する。

附則

この要綱は平成元年4月1日から施行する。

附則

この要綱は平成7年4月1日から施行する。

附則

この要綱は平成14年6月17日から施行する。

附則

この要綱は平成14年9月10日から施行する。

附則

この要綱は平成19年7月30日から施行し平成19年発生災害から適用する。

附則

この要綱は平成20年3月1日から施行し平成19年発生災害から適用する。

附則

この要綱は平成26年4月4日から施行する。

附則

この要綱は平成27年4月30日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年11月29日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年11月1日から施行する。

(追記)

別表（第7条、第8条関係）

（略）

別記

第1号様式（第6条関係）

「印」を削る。

別表（第7条、第8条関係）

（略）

別記

第1号様式（第6条関係）

（略）

第1-1号様式（第6条関係）

（追加）

誓約書兼同意書

私は、令和 年林道災害復旧事業（ 年発生）の補助金の申請に当たり、高知県に対する下記の税外未収金債務の滞納がないことについて誓約します。

また、上記について、県の補助事業所管課が関係各課に対して照会すること（関係各課への個人情報の提供及び滞納の有無に関する情報の共有）に同意します。

誓約の内容に偽りがあった場合は、当該補助金の不交付の決定又は交付の決定の取消し及びこれに伴う補助金の返還に異議なく応じます。

記

- 1 中小企業高度化資金貸付金、産業パワーアップ融資及び中小企業設備近代化資金貸付金償還金
- 2 農業改良資金貸付金償還金
- 3 林業・木材産業改善資金貸付金償還金
- 4 沿岸漁業改善資金貸付金償還金

年 月 日

高知県知事名 様

補助事業者名

（生年月日 ）

第2号様式（第6条関係）～ 第16号様式（第16条関係）

「印」を削る。

第2号様式（第6条関係）～ 第16号様式（第16条関係）

（略）